

第十九回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第十五号

(三三三)

昭和二十九年二月二十二日(月曜日)

午後三時十四分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

理事加藤 精三君 理事佐藤 親弘君

理事藤尾 弘吉君 理事藤田 義光君

理事西村 力弥君 理事門司 亮君

尾関 義一君 木村 武雄君

前尾繁三郎君 鈴木 幹雄君

床次 徳二君 橋本 清吉君

阿部 五郎君 石村 英雄君

北山 愛郎君 伊瀬幸太郎君

大石ヨシエ君 大矢 省三君

松永 東君

出席國務大臣

法務大臣 犬養 健君

出席政府委員

国家地方警 察本部長官 斎藤 昇君

国家地方警 察本部長官 谷口 寛君

国家地方警 察本部長官 柴田 達夫君

国家地方警 察本部長官 山口 喜雄君

自治政務次官 青木 正君

総理府事務官(自 治府財政部長) 後藤 博君

総理府事務官(自 治府財政部長) 奥野 誠亮君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

二月二十日

乗合自動車税軽減に関する請願(喜多壯一郎君紹介)(第一九二〇号)

同(田中龍夫君紹介)(第一九二一
号)

乗合自動車事業税の外形標準課税廃止に関する請願(喜多壯一郎君紹介)(第一九二二号)

同(田中龍夫君紹介)(第一九二三号)

償却資産税創設反対に関する請願(福田昌子君紹介)(第一九二四号)

同(黒澤幸一君紹介)(第一九二五号)

市町村自治体警察維持に関する請願(只野直三郎君紹介)(第一九二八号)

警察法改正に関する請願外一件(只野直三郎君紹介)(第一九二九号)

市制施行に関する特例に関する請願(横路節雄君紹介)(第一九三〇号)

貨物自動車運送事業に対する事業税の外形標準課税廃止に関する請願外一件(河原田稼吉君紹介)(第二〇三七号)

同外一件(岡村利右衛門君紹介)(第二〇三八号)

同(吉米地英俊君紹介)(第二〇三九号)

同(武田信之助君紹介)(第二〇四〇号)

営業用トラックに対する自動車税軽減に関する請願(武田信之助君紹介)(第二〇四一號)

同(吉米地英俊君紹介)(第二〇四二号)

同外一件(高橋等君紹介)(第二〇四三号)

同外一件(岡村利右衛門君紹介)(第二〇四四号)

同(笹本一雄君紹介)(第二〇四五号)

同外一件(河原田稼吉君紹介)(第二〇四六号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

地方制度改革に関する陳情書(京都市会議長竹内忠治外四名)(第八三七号)

地方自治確立に関する陳情書(京都市会議長竹内忠治)(第八三八号)

地方制度調査会の答申に関する陳情書(京都府知事堀川虎三外九名)(第八三九号)

同(京都市会議長竹内忠治)(第八四〇号)

町村財政制度改革に関する陳情書(徳島県町村会会長朝桐猪平)(第八四一号)

地方公務員の給与改善に伴う財源措置に関する陳情書(明石市議会議長鞍田遠外十三名)(第八四二号)

改訂固定資産評価基準に基く固定資産評価費負担助成の陳情書(広島県町村会会長荒川龍雄)(第八四三号)

入場税の国税移管反対並びに入場税の撤廃に関する陳情書(東京都日本興行組合連合会会長河野義一)(第八四四号)

遊興飲食税の国税移管反対等に関する陳情書(水戸市茨城県飲食営業組合連合会小野瀬清次郎外二十五名)(第八四五号)

警察制度並びに義務教育制度の確立に関する陳情書(大阪府町村会会長広瀬勝)(第八四六号)

消防施設強化促進法による補助対象等に関する陳情書(京都市全国都市消防長連絡協議会近畿支部長岡部俊一)(第八四七号)

消防関係者に対する水防費国庫負担の陳情書(京都市全国都市消防長連絡協議会東近畿支部長岡部俊一)(第八四八号)

警察制度確立に関する陳情書(東京警視總監田中栄一)(第八四九号)

市町村自治体警察制度廃止反対の陳情書(山形市公安委員長今泉虎男外三十名)(第八五〇号)

学生に対する公職選挙における住所認定に関する陳情書(奈良県地方労働組合総評議会議長向井長年外七名)(第八五一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

警察法案(内閣提出第三二一號)

警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案(内閣提出第三二二號)

昭和二十九年地方財政計画に関する件

○瀧尾委員長代理 これより会議を開きます。

委員長の指名により暫時私が委員長職務を行います。

前会に引続き、昭和二十九年地方財政計画に関する質疑を続行いたします。

す。質疑の通告がありますので、順次これを許します。北山愛郎君。

○北山委員 地方財政計画に関連するいろいろの問題があるわけでありすが、最初に、小さい問題であります。消防施設の例の防火貯水槽の問題であります。これは第十六国会の本委員会におきまして、委員の要望によつて、建設大臣も、大蔵省の側でも、現在建設省の管轄になっております防火貯水槽の予算を、国家消防本部の方の予算に二十九年度から振りかえることを考慮するといふような御説明があったわけでありすが、二十九年度の予算におきましてはそのような措置がとられたかどうか、これをひとつ確かめておきたいと思ひます。

○後藤政府委員 ただいまお尋ねの件を私よく存じませんので、調査してお答えいたしたいと思います。

に、床次委員あるいは滝井委員も質疑したと思いますが、愛知大蔵政務次官は、大蔵省側におきましてはこの優先的な措置というものは、今までの予算の範囲の中から、合併町村に対して優先的に振り向けるということになれば、ほかの町村が迷惑をするから、そういうことではなしに、プラス・アルファといいますが、わくをふやすんだというふうな答弁をしているわけでありまして、今度の財政計画と関連いたしまして、この町村合併促進について、文教の施設、消防施設、病院、水道の施設あるいは児童施設、保育所、道路等につきまして、二十九条による予算的な措置をどのように講じたか、それについて自治庁はどういう交渉を各省と行つて来たか、その経過と結果を御説明願いたいと思います。

○後藤政府委員 答えました。町村合併に対する二十九条の予算的措置でありまして、来年度の計画におきましては、起債等については、本年度程度の合併町村でありますれば、何とかやり繰りがつくのではないかと、来々年になりますと、非常にむずかしいなつて参りますが、優先的な措置で大体まかない得るのではないかと、現在かように考えております。しかし個々の事業につきましては、それ／＼の事業官庁との折合せを十分いたしまして、遺憾のないようにいたしたい、かように考える次第でございます。

○北山委員 しかしすでに合併促進法の方は実施になりまして、二十八年年度においても相当数の合併が進行しております。また二十九年度は六五％を目標にして合併が進行しておるといふような状況になつておるわけでありまして、そ

うして地方の合併関係町村の方へ参りますと、やはり建設計画には非常な期待を持つておる。合併すれば、やはり道路とか学校、病院その他のいろいろの施設が優先的に拡充される、整備をされるということに非常に夢見ておる。そうしてそれに対する政府の財政的な裏づけといふものに相当な期待をしておるわけでありまして、従つて、これが二十九年度においても何らの考慮もされておらないということになりまして、これは町村合併についてこの地方の関係住民の期待を裏切ることになるわけでありまして、で、来々年度においてはどうかするつもりでやなくて、政府としては二十九年度からそういうふうな実際の措置をいたさなければならぬ、私はそのような段階である、かように思うわけでありまして、また将来合併を促進させるという意味合いにおきまして、二十九条の規定を政府が忠実に、誠意を持つて、責任を持つてやるのだ、ちやうど本委員会が言明されたように責任を持つてやると言われた、それを実際に実施しなければ、今後の合併には大きな支障になるのではないかと、こう思うわけなんです。ですから、この問題は相当重大だ、もしも二十九条みたいな規定を置いて、そうして羊頭狗肉というふうななかつたことになるならば、もう地方の住民は合併というものに非常な失望を抱くであらう、こう思うわけなんです。従つてさらにお伺いしますが、現実には一

果がどういふことになつたかという経過をお伺いしたい。何らの努力も払わなかつたなら払わなかつた、こういうふうにお答えを願いたい。

○青木(正)政府委員 ただいまのお話、私も町村合併の問題で各地を歩きまわしたときも同じような御質問もあり、また私どもの考えもまたつたその通りであります。法律で規定だけ設けて、これが実際に動けないということでありまして、合併の促進もできませんし、また合併町村に対してまことに申訳ない、かような考えで、まづたく同感であります。二十八年度につきましても、御承知のように予算がきまつたあとで促進法ができたという関係もありましたので、その運びには至らなかつたのであります。二十九年度分につきましては、各省の予算の決定につれて、これに相伴つて、私の方から連絡いたしたい、こういうふうな考えを持つておるわけでありまして、従いまして、まだ予算がきまりませんので、具体的に交渉する段階に至つておりません。しかし私も自治庁の考えをいたしましては、厚生省なり、その他各省で予算の配分等をきめるのに對応いたしまして、私どもの方から町村合併について、第二十九条の考え方十分取り入れていただくように交渉いたしたい。なお推進本部の会合には関係各省の方々にも入つていただいておりますので、その会合等におきましてもその点を十分打合せて行きたい、かように存じておるわけでありまして。

○北山委員 ところが、予算がきまつてしまえば、これはもう終りだと思つてしまふ、これはもう終りだと思つてしまふ、予算の方を見ましても、たとえば中小学校の一般校舎の予算を見る

と、二十八年は二十五億六千六百万、ところが本年は二十四億八千五百万というふうになつておるわけなんです。それから屋内体操場においても昨年より多少減つております。それから危険校舎も減つておる。消防施設についても、先ほどの防火貯水槽が建設省から移管された分といふものを除外するならば、おそろく昨年と大したかわりはない。児童保護施設についても、昨年の七億という予算がこしは五億になつておるというふうな、ちやうど二十九条に列挙してあるような事業について政府の予算といふものが縮減をされておるわけなんです。そうすると、そのきまつた予算のわくの中で優先的にやるということになれば、よくなる町村はいいですが、そのとばつちりをはかの合併しない町村が受けるということになる。ですから、予算がきまつてしまえば、そういうふうな結果にならざるを得ないわけなんです。しかも予算の総額が去年よりふえておらぬような状況において、昨年この点を床次委員が大いに心配されて、きまつた予算の範囲内で優先的にやるというのであれば、ほかの町村が非常な迷惑を受けるのだから、その点を念を押したわけでありまして、ところが大蔵省の愛知政務次官は、これはそういうことでなく、総体の予算でプラス・アルファで、そのような結果にさせないようにするのだという御答弁だつた。ですから、その御答弁の通りによつておるならば、もう予算がきまつてからでは終りなんです、しかもその予算が昨年よりもわくがふえておらないというふうな事情ですから、これは今のお話では私どもは納得が行かないわけでありまして、

それで、予算折衝の過程において何らかの努力をなされたと思つて。何もしておらなかつた、予算がきまつてからその配分についてどうのこうのというのでは、われ／＼がこの委員会であつた案を審議したときの約束と大違ひになる、その点を私どもは非常に心配しているわけでありまして、これはそういう趣旨で、われ／＼が一番懸念している点について、自治庁の努力いかんという点をお伺いしているわけでありまして。今の御答弁の通りでありますれば、おそろくその縮小された予算のわくの中で、さらに合併町村に優先的にやれば、ほかの方は非常に少なくなる。事実自治庁は大いに合併促進を地方に行つて宣伝しているわけですが、その際には、合併しなければ起債のわけももらえぬやうになるぞといふんばかりの調子なんです。そうすると、合併していいか悪いかわからない町村の人でも、この際政府の方針に従わなければ損をする、起債ももらえない、補助金も減るといふやうなことから、よくわからないで合併に賛成してしまふというやうな結果になる、私どもはこれを非常に懸念しているわけなんです。今後予算がきまればというお話ですが、それでは今後どういふやうな具体的な御努力をなさるつもりであるか、予算そのものの以外に、起債とか、そういう方法もあるだらうと思つて、それが、どういふ具体的な御努力をなさるつもりであるか、それをはつきりとお伺いしたいのであります。

○青木(正)政府委員 御指摘のごとく、私たちができることならば、いわゆるプラス・アルファの程度を欲しかつたのであります。しかし全体といた

しまして、何分御承知のごとき緊縮予算の編成でありますので、たとえば文部省関係の学校の問題等につきましては、われ／＼予算折衝の過程においてわれ／＼の力の及ぶ限り十分希望は申し出たのであります。しかしながら何分全体の予算のわくが緊縮だということと、十分御満足に行くような数字は出なかつたわけでありまして、しかしわれわれといたしましては、合併促進法の考え方に立ちまして、関係当局にもできるだけの力を尽したつもりであります。

なお私が先ほど申し上げました今後の問題についての考え方といたしましては、一応わくはきまりましたが、個々の、具体的にどこに配分するかということは、これからの問題になるわけでありまして、そのときにあたりますので、できるだけ二十九条の考え方に沿つて、各省とも配分を決定していただくようにこれから折衝いたしたい、かように存するわけでありまして、なお町村合併促進に対する全体の予算の問題も同様であります、進捗率が、二十九年度二六％、かように私どもは基本計画を立てているわけでありまして、これも、現実の問題としてはたして六五％に行かどうか、あるいは大蔵省あたりの考えは、当初はもつとはるかに少いという考えを持つておつたわけでありまして、私どもはそれほど少いとは見ないのではありません、しかし六五％までは見ていないのであります。そこで予算の折衝にあたりまして、われ／＼自治庁の考へていくことと、期待通り六五％の進捗率がある場合は、予備費なり何なりで考慮してもらいたい、こういうこともだめを押ししているわけでありま

す。従いまして二十九年度におきましてどの程度の合併が現実に出て来るか、これとも対応いたしまして、具体的にきめて行く必要があるのではないかと。またその進捗率いかにによりまして、場合によつてはあるいは起債の問題予備費等の問題等も考慮しなければいかぬのじやないか、こういう気持だけは持つていくわけでありまして、しかしこれは仮定のことでありまして、そこまで行きませんうちに、私どももいたしまして、財政当局に対してこれだけのことをせよというとも申しかねますので、予算折衝の最後においては、そういう含みだけは私どももいたしまして大蔵当局に申し上げているような次第であります。

○警務委員長代理 北山君の御質疑の途中であります、法務大臣が出席せられまして、先ほどの打合せに従いまして、御質疑を中止していただきたいと思います。

法案第一条で「民主的理念を基調とする警察の管理と運営を保障し」とありますが、本法案は現行法による民主的保障から見ますならば、常識的に考えましても雲泥の相違があるほど、いわゆる官僚的運営を可能にすることを保障しているといつても過言ではないと思つておりますが、いかがでありますでしょうか。

○警務委員長代理 この警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律案の両案を一括して議題といたします。両案に關しましては、前会におきまして政府より提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより両案に対する質疑に入ります。質疑の通告がありますのでこれを許します。橋本清吉君。

○橋本(清)委員 私は先日本法はまことに強力なる国家権力を基礎づけるものである、また国民諸君に及ぼす影響が非常に多い立法でありますから、当然これが法案提出の立法理由の根本に付きます、政府の最高の責任者である吉田総理大臣の出席を求めたのであり

ますが、いろいろの御都合で本日は出られないのでありますから、他日に譲りまして、まず法務大臣に本法の主要なる数点につきまして伺ひをいたしたいと思つております。

本法案を通読いたしまして、現行警察法に対する重要な改正諸点を検討してみますと、政府の考え方の基調は、警察が中央の出先機関といたしまして国民に臨んだ旧時代の国家警察を復元することが、現下の国内治安情勢に適する要諦であるかのように考へてゐるのではないかと想像される節が非常に多いのであります。もとより警察の民主化は国家百年の計でありまして、先日も申し上げましたが、もしもこれを一時的な治安情勢などによりまして、日本警察の民主化を根柢から逆転させるようなことがあつては断じてならぬと考へるのでございまして、以下政府案の主要なる点について御質問申し上げます。

まず最初に申し上げたいことは、現行法は占領政策の一環としてできたものであることは御承知の通りでございますが、なか／＼いいところがございます。つまり警官が国民と親しみやすくする。警官が町の子供と笑つてよいいよい雑談するといふようなことは前にありませんでしたが、今ごろはあります。そういう意味で今の警察法はなか／＼いい功績を残していると思つておりますが、他面においていふ／＼な点で、これはあとからまた御質問に應じて申し上げたいと思つておりますが、今の日本の状態に適しないところがあつたと考へまして、本会議で申し上げましたような諸点の改正を行おうとして、御審議を願つてゐるわけでございます。そこで橋本さんの御心配もございまして、そこな点があると思つて、つまりこういう根本的改正といふものは、すぐ国の状態が変化したらからやるといふことではない、しばらく長いものさして情勢を見て、いよいよいけないうとときにやらないうと行過ぎが起る、私はまつたくそゝ思つたのでございまして、従つて過去六年ばかりの実績を見て、大体ものの変化といふものは五、六年が一つのものさしになると思つておりますが、どうも改正した方がよいと考へまして、昨年来私の責任において警察法の改正を上程して御審議を願つてゐるわけでございます。そこである一時的な情勢で、急に警察組織をかへてはいけないうといふお話でございまして、その通りでございます。警察法改正の理由はたゞさんでございますが、一つは同時に放銃所において起る大規模な騒擾事件に備へるということも理由の一つでございます。それは決して一時的な世界情勢でなく、よく新聞や雑誌の論文でもお互いに承知いたしておりますように、長きにわたる冷戦、長きにわたる地下運動的な暴力主義的破壊運動、これに對

処しておかなければならぬと考へまして、改正の方式をその方にも備へたわけでございます。それから中央集権的でまるで戦争前の世界無比に完備した警察とよく似てゐるではないかといふお話でございますが、私はさう思つておりません。戦争前の内務大臣や警保局長には民間から選ばれた現在の国家公安委員会のようなものではできておりません。御承知のように国家公安委員会は親しみやすい警察庁長官の相談相手ともなりますが、ときには非常にけむたい監視役にもなるのでございまして、名前をあげて失礼ではあります、が、現在国家公安委員会の中に社会党の金正米吉さんという方がおられます。総同盟の会長もされて非常にりつぱな方でありまして、警察に關しても公正な抽象的でない非常によい議論なさつて、私は心から尊敬をしております。ああいう方が国家公安委員会の中におられることを切望してゐるくらいであります。ところがあゝいう筋骨の通つた方は、いやしくも警察國家に政府及び中央警察の方向が向かうとしたら、全生命をあげて闘はれると思つて、そのように国家公安委員会というものはなか／＼けむたいのであります、私は逆に今後の警察庁長官や地方の警察本部長といふものは、よほど人間的に練れた者でなければ、ただ警察知識を持つてゐるだけでは動まらない、こゝ考へてゐるのでございまして、また地方におきましても申し上げましたように地方の都道府県公安委員会というものがございまして、さうして目を光らせてゐる。警察本部長は権力があるようでございまして、他県に乗り込んだ他郷者にすぎません。こゝうい

ものがその県のあるいは府の何といひますか、愛郷心に満ちたその民衆とを合せるとは、よほど我を折つて、円満な話をしなければ毎日動まらない。また御承知のように国家公安委員も他方の公安委員も、その警察長官や警察本部長が気に入らなければ、非行がある、不適当と認めれば、懲戒、罷免の勧告権を持つことができるのでございます。これに対してそれが懲戒、罷免の勧めをしたら自動的に受取るのではありません、安心できないじやないかという御議論もありますが、私はそう思つておりません。なぜとなれば、懲戒、罷免の勧告を受けた警察隊長といふものは、もうまったく新聞にも批評が出来ますし、輿論というものに押されてやりにくくなる。そこに私はやはり民主主義の輿論による制約といふものがあるのではないかと思う。私が本会議でいろいろ御質問を受けました質問者と私自身との意見の相違は、そういうときに最後の行司になり、審判官になるのは輿論である。どんな強力な政府もこの輿論にはやはり一目置かなければならぬ。その輿論の作用と力といふものを信じて、公安委員会制度をして警察にとつて煙たい存在にいたしましたわけでございます。こういうふうによりにくいチエツクをする機関がありますから、私は戦争前の橋本さんがいろいろ御苦労になりました時代の警察とは大分違ひ、こういうふうにご考慮をおる次第でございます。

○橋本(清)委員 一般的に見まして、いわゆる占領法規を改めるという問題が今起つておりますが、このときに際しましては、私もかつては官僚でありましたが、私はあの敗戦の厳肅なる事実

に目ざめまして、追放の七年ただ国家の運命を考えまして、少くとも旧官僚思想は脱皮いたしたつもりでおりますが、いまだ脱皮せざる官僚精神の常といたしまして、この占領法規の改正にあたりまして、はたして中央集権的に行くか、地方分権的に行くか、この両者の調整をする問題になりますと、脱皮せざる官僚精神といふものはどういたしましてものを中央集権的に考えるべきかあると私は思う。むしろこの立法のごときは、はなはだ失礼なことを申し上げますが、政変者流の諸君が依然としてこの旧官僚意識を脱しざる、いわゆる国家権力主義的な官僚におどらされて、かような立法をつくつたのではなからうか。これはやや言い過ぎではあらうと思いますが、この私は感じるくらいであります。この点につきましては議論になるからやめておきます。ただあとで御質問するつもりであります。ただ、法務大臣は御提案のときにも、今も、輿論の力といふことを非常におつしやいました。私も同感である。かくのごとき権力立法をつくるにあたりましてはまず輿論であります。

○犬養國務大臣 これも実情を申し上げたいと思ひますが、昨年は団体を組んでこの議会でどん／＼来られまして、自分の言う通りにならなければ承知しないというやうな、そういう陳情が多かつたのでありますが、これは非常に地味でありまして、一人々々見えて懇々と話すというやうで、私は昨年と大分違ひのじやないかと思ひます。それらの方の御議論もできるだけ時間をさいて私は伺ひました。また輿論の一つとしては御承知のように地方制度調査会でございますが、この案は、五大都市を独立単位にしろという地方制度調査会の答申以外には、全部地方制度調査会の答申をうのみにしたという非難が出るくらいに、うのみにいたしておるのでございます。ただ五大都市の問題は本会議で申し上げましたやうに、地方制度調査会でも行政部会では五大都市独立はやめた方がいいということでありまして、政府の行政簡素化、財政簡素化の見地から見ても、こういう複雑な単位をつくるというところは、大都会と周辺地区の犯罪がこのごろ一体となつていくに、かんがみまして、警察単位の分割化といふのはよくないと考える。しかしながら中央でまとめるということもこれは警察国家になりまして、府県単位といふことにならなかつたわけでありまして、よく誤解があらまして、自治体をやめて国警だけにしたという御質問がありますが、国警も自治体も仲よくやめて府県警察といふものをやつて行く。府県警察となりましたから、今度は予算をお願いする關係上、府県の議会でさん／＼な御批判的になるわけでありまして、これでもまれて、私は警察の官僚化といふものは相当やわらかい存在になる、そ

ういふふうに思つていたのでござい

ます。○橋本(清)委員 輿論の材料として地方制度調査会といふものを、一つの基準にせられたやうであります。私は今日一応の輿論としては、さやうなものよりも国内の大新聞の論調であるとか、あるいはさやうな面におきまして集められた輿論の方が、より民衆的なものである、これこそほんとうの声ではなからうかと思ふ。あの地方制度調査会の構成メンバーを見まして、私のように徹底的に官僚を脱皮いたしました者にとりましては、あれは官僚の制度のよりに思われる。試みに東京の大新聞の最近の——もちろんこれはこまかつつ込みますれば、いろいろ疑問はありますが、一例といたしまして警察法改正案をどう思うかという去る二月十二日の東京のある大新聞の輿論調査をあげますと、反対いたしておる者が五五％、賛成いたしておる者が四〇％でありまして、その反対の理由をパーセンテージで申し上げますと、中央集権となるとするものが反対のうちの五二・四％、警察国家となる、一五・二％、民主主義にそむく逆コース、一九・八％、自治警察を育て上げればよい、七・五％、現行法でよい、二・一％、その他三％、賛成の理由は、財政的によくなるが四〇・二％、一本建にする機能が強く、三三・三％、一本建の方がよい、四・三％、民主的にやればよい、一八・一％、自治の必要なし〇・七％、その他四・〇％、かやうになつております。それから、これはごく最近であります。本年の二月十日国会図書館の調査立法考査局で出しました調査速報十

二、十三号があります。これは傾を避けて申し上げませんが、これは非常に民主的な調査資料でありますから、これをこそ願ひますればよく輿論の趣向がおわかりになる、私はかやうに思ふ。

輿論の問題はそれだけにいたしまして、次に法の根本理念として能率的にその任務を遂行するに足る警察と云つておられますが、いかなる規範に立つて法律的とおつしやるのでありませうか。

○犬養國務大臣 お答え申し上げます。お断りいたしますが、警察は能率さへなければいけません。ことになれば、昔の内務大臣みたいなやり方であればいい、一日からないうちにすつかり命令が行く、これはどけつこうな制度はないのであります。能率だけ上げるのが警察制度ではない。しばしば申し上げますやうに、警察制度の問題といふのは二つ矛盾したものをそれ自体持つておるのであります。つまり警察は親しみやすい警察になつてくれ、しかし強い警察になつてくれ、しかしあまり強過ぎることは民衆はこわい、こわい、両極端の意見を両方正しく持つていくわけでありまして、これを矛盾なく調和させるのが、警察制度改正のみそだと私は思ふのです。これはなか／＼むづかしい課題でございます。どんな人が努力しても、質問をしようと思えば、いくらでも質問のかどがあるわけでございます。しかし私はやはり中央で極端に能率化するものは警察国家になつてよくないと思ふ。ただ今のやうに国家警察と自治体警察とが、非常にたくさんの方で警察単位を分割しておりますが、連絡すればいいじやないかと

いいます。な／＼違ひ命令系統の

官吏同士が連絡してもうまく行かないのです。ことに日本人は世界中で一番似たような仕事を遂げた命令系統でやるのが不得手な——美点もありますが、そういう欠点があります。そういう民族の特性を考えて、一つの法律とか制度というものを考えないと抽象論になると思うのであります。輿論はさておきまして、国家一体では能率は上がるが警察国家になる。しかしながら今のうちに非常に分割されたのでは犯人があがらない。国民は親しみやすい警察を望みますが、犯人がつかまらない警察は望んでおりません。そこでこのごろの犯罪というものは広域化している。都會で犯罪を犯した人は農村へ逃げ込む、農村で犯罪を犯した人は都會へ逃げ込む。都會へ逃げ込むと警察の命令系統が違ふので通牒を出すのがなかなかできない、こういうことが多いのでございまして、中をとつて府県警察という単位にして能率化と民主化を合せて考えたい、こういうことで御賛成願えると思うのでございますが、いかがですか。

○橋本(清)委員 親しみやすい警察、これを法律に出しております言葉で申しますれば「民主的理念を基調とする警察の管理と運営」、すなわち民主的な保障です。それから強い警察、これを法律に出しております言葉で申しますれば「能率的にその任務を遂行するに足る警察組織」ということであります。この現行法を率直に申してとおつしやいますけれども、これは親しみやすき民主的という面は、表面にはいろ／＼のことが出ておりますが、一方眼光紙背に徹すれば、どうも民主的な方が骨抜きになつておるように思ひます。はたし

て民主的保障ということ、もう一つの並行すべき目的であるところの能率的の運営とを、この立法の根本理念として同じ価値に法務大臣は見ておられるか、あるいは民主的保障が基本であるとしてその法文にありますが、民主的理念の基調のもとで能率的運営をお考えになつておるのであるか、あるいはまた能率的運営のために民主的保障という、もう一つの目的を相当犠牲にしてよいとお考えになつておるかどうか、この点を承りたい。

○犬養國務大臣 これは私よく覚えておるのですが、昨年も鈴木義男さんが非常にいい質問をなさいました。今でも記憶しておるのでございますが、警察の発生論のようなことをおつしやつたわけでありまして。なるほどおつしやる通り警察というものは、そも／＼の起りはまず自分の家を守る、それから近所お互いを守る、一つの町をお互いに守るというふうな自衛の概念から来しております。国家が責任を負つて、まず警察をつくつたという歴史はあります。しかしどんなことでも近代の制度は発生論から少し目的をはずれて来ることはしかたがないのであります。社会がそれだけ複雑になつたのであります。従つて民主的理念が先かといえども、発生論からいへばまずその大事なところは保たなければなりません。しかも近代の犯罪の複雑化、ことに国際的な暴力主義的破壊活動をも防ぐというところが、政府の国民に対する義務の一つでございまして、全国の高い立場から見ても、長崎県に騒擾事件が起つた。熊本県にも起つた。長崎県は長崎県だけを守ることで一生懸命だ。熊本もそうだとおるときに、中央から見ても、

長崎は少し熊本に応援をやつても、君のところはまだ小さいから大丈夫というような指令を出すことが能率的である。しかしこれを際限なくやつたら中央集権になりますから、中央から地方に指令できることは、第五条で非常に小さく、肩身が狭いようにして、遠慮がちにして、これからはみ出たならば法律違反だ、こういう制約のもとに能率化をはかつたものでございまして。さう御了承をお願いしたいと思います。

○橋本(清)委員 これは現行法と今回の政府案との、立法理念的な重要な相違点だと思ふ。それではいろ／＼局部的のお話をなさいましたが、本改正案は大体において民主的保障を能率的運営というこのために、多少犠牲にした立法の根本理念と認めてよろしゅうございませうか。

重要な質疑応答の中心点になると覚悟をいたしておるのでございます。これの理由の因は、御記憶にありますが、去年以来ひびんといろ／＼な事件が起りますが、それが責任者かわからない。私は警察法が出るたびに、ここに出ておしかりを受けるのです。が、担当大臣というだけで、あまり責任はないのです。法案の説明をしたり、予算を取次いだりするのであつて、最高の責任者ではない。第一自治体警察に起つたことは一切私は責任がない。こういうような実に妙な存在であります。いろ／＼な最近の不祥事件もこんなことで一体だれが責任者かといふことが、あるやうでない。これが昨年から国会の中の一部の非常な主張なのであります。それでなるほど、やはり政府が責任をとつて、これはよくつた、大臣もかわらなければいかぬという、はつきりしたものにしよう、国会政治の責任制度にたえる道だと考えたのであります。しかしその意味で国務大臣を国家公安委員長に充てましたけれども、これが何でもかんでもやるのだつたら、民主的理念というものがうそになります。そこで今までのように国家公安委員会は自分で表決する。委員長は、表決に加わらない。賛否同数のときは、委員会流会というのをおかしゅうございまして、初めて表決権を持つ。ふだんは今まで通り表決できなくて、それを委員長が国務大臣として政府に伝える。こういう中をこつた制度にいたしたわけでございます。これは私どもの独断ではなく、昨年もあるたの党の方では印刷物で御発表になりました、なるほどこういう

意見も悪くないと思つて、私の方が感染をいたしたわけでありまして。○橋本(清)委員 昨年のお話をなさいますが、私は落選しまして昨年は出ておりません。ですから悪いところを今党議を通じて納得の行くものに直そうと思つて、一生懸命真剣にやつておるところです。私は国家公安委員会の本質を聞いておるのであります。すなわち責任がないと言われますが、国家公安委員会というものは法律の主体になれると私は思ふ。国家公安委員会というものは、その一人々々が国会の同意を得て総理大臣が任命することになつておることば御承知の通りである。すなわち何十人か吉田さんのこしらえた、ぼんくらというのをおかしやうが、国務大臣を任命するよりも、国会の同意を得るだけ、国家公安委員会は慎重な手續をとつて選任されておるのであります。国民の代表である国会の同意を得て選任することだけ、何百人か、何十人か知らないが、吉田内閣成立以来の普通の大臣よりも、ずっと慎重な手續をとつて選任されておる。また罷免の場合も大臣の場合と異なつて、普通の平大臣はすばつとやられるが、さうではない。国家公安委員会は法に定める一定の事由なき限り総理大臣は一方的に罷免できないことになつておる。この身分の保障された国家公安委員の五人で国家公安委員会を構成し、この委員会が行政委員会として行政上の法律的一人格として責任の主体性を持つておる。その間においては警察は常に不偏不党かつ公平中正に保たしめんとする立法精神からでき上つておると思ひます。しかるにこの委員会の中に国務大臣を委員長として天くだりまして、こ

五

がおさるかどうか、運営がうまく行くかどうか、こはやはり先ほどの説明の通り輿論の反映というものがきびしゅうございますから、その警察庁長官はいたしません。五人の方があれならいいというものを事前にいろいろ御意見を伺つて、その後公式的にまた伺つて任命する、この程度のことが一着うまう行くのではないかと考えた次第でございます。

○樺本(清)委員 それは一番大事なこと、警察の民主的管理の基礎理念から言いますならば、もちろん不偏不党かつ中正公平の警察の、機密を握つております中心の警察庁長官の人事を、政変ごとにかかわる総理大臣に直結させない方が私はいいと思うのであります、いかがでございますでしょうか。

○大藏国務大臣 お答え申し上げます。総理大臣が一人できめればそれはまさに仰せの通りでございます。しかし五人の国家公安委員にあればどう思ひますかと聞いて、過半数が反対だといふものを実際上は任命できません。任命できるような乱暴者も、それは何年か後にかりに出て、それは輿論の非常な反響にあつて、そういう警察長官並びに政府というものに民衆が協力しません。警察事務というものは民衆の協力なくして小どろばう一つつかまりません。私はそう思つておるのでございます。

○樺本(清)委員 第十六条第二項以下は、現行法と人事の主体性を逆にしておる申訳に、国家公安委員会に懲戒、罷免の勧告権を与えておるのであります、国家公安委員会の委員長は国務大臣をもつて充てる政府案から見ましても、これこそほんとうに裝飾的な条

文としか、私には見られないのであります、いかがでありますでしょうか。

○大藏国務大臣 これは樺本さん官吏の御経験が長いのですが、あなたとして懲戒、罷免の勧告権を發動されたというのでは、役所にすわつていても非常にやりにくいんじゃないかと思ひます。それをただ自動的に政府がのまなから、この条文は危いというおしかりも本会議であつたのであります、したがひ／＼申し上げますが、それはことに日本は世界中でも輿論の敏感な国でありますから、輿論がこれを許しませんが、そうすると警察長官といふものは任命すればそれでいいのではないので、任命した翌日からほんとうに民衆の支持を受け、うまく行かなければならぬ、任命は出発点であります。その意味でただ総理大臣が横車を押した警察庁長官の任命では、私は立つて行けないかと考えておる次第でございます。

○樺本(清)委員 私はやはり人事は任命権が一番大事でして、懲戒、罷免といふのは、どうも裝飾的な文としか見えませんが、それはやめておきます。次は法第三十六条で「都道府県に、都道府県警察を置く」とありますが、この都道府県警察の性格を自治体警察と見るか、国家警察と見るか、またどつちとも説明ができないところのあいこのような混血的な性質と見るか、承りたい。

○大藏国務大臣 これは主体はやはり何といつても自治体機関である都道府県、都道府県警察でございます、都道府県警察と見るか、国家警察と見るか、またどつちとも説明ができないところのあいこのような混血的な性質と見るか、承りたい。

○樺本(清)委員 現行の警察法は市町村自治体警察を、原則として人口の密度の疎散な地、いわゆる農山漁村で自治体警察を持つだけの力のない地域を国家地方警察の管轄としておるのであります。従つて現行警察法には国家警察の要素はいわゆる非常事態宣言の場合を除くほかは、どこにも見当らないのであります。しかるに政府案を見ますと、たとへば都道府県の地域ごと、国警、市警が合併せられて一本化したといつたとしても、その機会に都道府県警察から自治体警察の性格を駆逐して、国家警察の性格に切りかえんとする意図があるやに見受けられるのであります、いかがでございますでしょうか。

○大藏国務大臣 そういふ御質問は私一応ごもつともだと思ひます。しかし今の大会、中都会の警察単位といふものは、なるほど力を持つておりますが、先ほど申し上げましたように今犯罪という性質、犯罪の地域が非常に広くなりなりました。たゞ／＼申し上げますように都会で犯罪を犯した者は農村に行き、農村で犯罪を犯した者は都会に逃げ込む、警察単位が違ふ、命令系統が違ふ、連絡が紙で通る、命令系統が違ふ、最近の二重橋事件でもよく体験してはいるところでございます。そこで国民はほんとうに親しみやすい警察は好きだが、なか／＼犯人がつかまらない警察はいやがります。この両者の中庸をとりましたのが府県警察でございます。なるほど中央から指示をいたしますけれども、御承知のように現実問題としては国家全体に影響を及ぼすような大災害なりあるいは騒擾事件、名古屋の事件とか大阪の吹田事件とか

○樺本(清)委員 現行の警察法は市町村自治体警察を、原則として人口の密度の疎散な地、いわゆる農山漁村で自治体警察を持つだけの力のない地域を国家地方警察の管轄としておるのであります。従つて現行警察法には国家警察の要素はいわゆる非常事態宣言の場合を除くほかは、どこにも見当らないのであります。しかるに政府案を見ますと、たとへば都道府県の地域ごと、国警、市警が合併せられて一本化したといつたとしても、その機会に都道府県警察から自治体警察の性格を駆逐して、国家警察の性格に切りかえんとする意図があるやに見受けられるのであります、いかがでございますでしょうか。

○大藏国務大臣 そういふ御質問は私一応ごもつともだと思ひます。しかし今の大会、中都会の警察単位といふものは、なるほど力を持つておりますが、先ほど申し上げましたように今犯罪という性質、犯罪の地域が非常に広くなりなりました。たゞ／＼申し上げますように都会で犯罪を犯した者は農村に行き、農村で犯罪を犯した者は都会に逃げ込む、警察単位が違ふ、命令系統が違ふ、連絡が紙で通る、命令系統が違ふ、最近の二重橋事件でもよく体験してはいるところでございます。そこで国民はほんとうに親しみやすい警察は好きだが、なか／＼犯人がつかまらない警察はいやがります。この両者の中庸をとりましたのが府県警察でございます。なるほど中央から指示をいたしますけれども、御承知のように現実問題としては国家全体に影響を及ぼすような大災害なりあるいは騒擾事件、名古屋の事件とか大阪の吹田事件とか

○樺本(清)委員 現行の警察法は市町村自治体警察を、原則として人口の密度の疎散な地、いわゆる農山漁村で自治体警察を持つだけの力のない地域を国家地方警察の管轄としておるのであります。従つて現行警察法には国家警察の要素はいわゆる非常事態宣言の場合を除くほかは、どこにも見当らないのであります。しかるに政府案を見ますと、たとへば都道府県の地域ごと、国警、市警が合併せられて一本化したといつたとしても、その機会に都道府県警察から自治体警察の性格を駆逐して、国家警察の性格に切りかえんとする意図があるやに見受けられるのであります、いかがでございますでしょうか。

○樺本(清)委員 こまかいことはまたあとからゆつくりやることにしまして、次に都道府県警察と大都市自治体警察の関係について伺ひたいいたします。昭和二十八年の九月十九日の、先ほど法務大臣が御尊重になつたと言われる資料の一つであります地方制度調査会第六回総会におきましては、左の重要な決議がなされておるのであります。イは「現在の国家地方警察及び市町村自治体警察を廃止して府県単位の下に自治体警察を設け、公安委員会の下に置くものとすること。この場合において中央機関を設け警察相互の連絡調整並びに、教育、鑑識、及び通信等の施設の維持管理に当らせるものとすること。ロは「大都市警察は存置するものとすること。政府案ではこの決議を無視されておるのはどういふわけでありましようか。

○大藏国務大臣 これは一つは行財政の根本的改革、つまり通過しやすいような法案といふことでなく、ほんとうに行財政から根本的な改革をするという概念で、警察制度といふものを考えるといふのが、内閣のこのたびの根本方針でございます。よく打明けて申し上げますと、昨年はその点でいささか

○大藏国務大臣 これは一つは行財政の根本的改革、つまり通過しやすいような法案といふことでなく、ほんとうに行財政から根本的な改革をするという概念で、警察制度といふものを考えるといふのが、内閣のこのたびの根本方針でございます。よく打明けて申し上げますと、昨年はその点でいささか

通過しやすい方法をとつたのであります。今年はこんな国民の税金がかかる、管理のダブつていふ点、機構の複雑な点貧乏の日本では早くこれを簡素化してくれといふのが、あまねき国民の輿論だと私は考えております。従つてその見地から見ても大都市警察が府県警察と並立するといふことは、いたづらに施設と人員の重複を招いて、大抵十五億から二十億くらい国民の税金の負担になる、今の日本で十五億から二十億国民に負担がふえるといふことをみ／＼と両方の議論が五分五分としてみ、そういうことをするのにはよくない、一銭でも家庭の主婦の負担を軽くすることがいいと考へまして、やつた次第でございます。もう一つはこれを警察単位が大都市がこう扱つておられますと、周辺地区の犯罪の捜査に非常に困るのでございまして、それからこれは国警長官から専門的に客寄せますが、大都市と周辺地区の国警と無電通信で、お互いに犯人がそこへ行つたからすぐ手配しろとか、これが警察の命でございますが、大都市と並べますと電波というものはまるでサイクルが違ふ、波長が違ふのです。ですから一々二重にしなければ、都市の波長で府県警察、国警の方へ通知する、国警の方から大都市警察に、今犯人がそこへ行つたらしいといふことは、波長が違つてだめなんです。そういう意味で、まことにこれは能率上いかにかと思ひますので、行財政制度、能率、犯罪捜査の技術の上から考へましても、これは府県単位にする、自治体警察といふものを無視するのではなく、市町村を府県単位にする、こういう考へでやつたのであります。

通過しやすい方法をとつたのであります。今年はこんな国民の税金がかかる、管理のダブつていふ点、機構の複雑な点貧乏の日本では早くこれを簡素化してくれといふのが、あまねき国民の輿論だと私は考えております。従つてその見地から見ても大都市警察が府県警察と並立するといふことは、いたづらに施設と人員の重複を招いて、大抵十五億から二十億くらい国民の税金の負担になる、今の日本で十五億から二十億国民に負担がふえるといふことをみ／＼と両方の議論が五分五分としてみ、そういうことをするのにはよくない、一銭でも家庭の主婦の負担を軽くすることがいいと考へまして、やつた次第でございます。もう一つはこれを警察単位が大都市がこう扱つておられますと、周辺地区の犯罪の捜査に非常に困るのでございまして、それからこれは国警長官から専門的に客寄せますが、大都市と周辺地区の国警と無電通信で、お互いに犯人がそこへ行つたからすぐ手配しろとか、これが警察の命でございますが、大都市と並べますと電波というものはまるでサイクルが違ふ、波長が違ふのです。ですから一々二重にしなければ、都市の波長で府県警察、国警の方へ通知する、国警の方から大都市警察に、今犯人がそこへ行つたらしいといふことは、波長が違つてだめなんです。そういう意味で、まことにこれは能率上いかにかと思ひますので、行財政制度、能率、犯罪捜査の技術の上から考へましても、これは府県単位にする、自治体警察といふものを無視するのではなく、市町村を府県単位にする、こういう考へでやつたのであります。

通過しやすい方法をとつたのであります。今年はこんな国民の税金がかかる、管理のダブつていふ点、機構の複雑な点貧乏の日本では早くこれを簡素化してくれといふのが、あまねき国民の輿論だと私は考えております。従つてその見地から見ても大都市警察が府県警察と並立するといふことは、いたづらに施設と人員の重複を招いて、大抵十五億から二十億くらい国民の税金の負担になる、今の日本で十五億から二十億国民に負担がふえるといふことをみ／＼と両方の議論が五分五分としてみ、そういうことをするのにはよくない、一銭でも家庭の主婦の負担を軽くすることがいいと考へまして、やつた次第でございます。もう一つはこれを警察単位が大都市がこう扱つておられますと、周辺地区の犯罪の捜査に非常に困るのでございまして、それからこれは国警長官から専門的に客寄せますが、大都市と周辺地区の国警と無電通信で、お互いに犯人がそこへ行つたからすぐ手配しろとか、これが警察の命でございますが、大都市と並べますと電波というものはまるでサイクルが違ふ、波長が違ふのです。ですから一々二重にしなければ、都市の波長で府県警察、国警の方へ通知する、国警の方から大都市警察に、今犯人がそこへ行つたらしいといふことは、波長が違つてだめなんです。そういう意味で、まことにこれは能率上いかにかと思ひますので、行財政制度、能率、犯罪捜査の技術の上から考へましても、これは府県単位にする、自治体警察といふものを無視するのではなく、市町村を府県単位にする、こういう考へでやつたのであります。

して、大体ことしはこのやり方は、私の知っている範囲では御賛成の方が多いのじやないかと思う次第でございます。

○橋本(清)委員 法案第四十九条では、「警視總監は、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて、任免する。」とあるが、これも警察庁長官の任免権の場合と同様、現行通りで何ら都合がないと思うがどうでありますか。また百歩を譲つて考えても、東京都の警視總監の任免を都の公安委員会に意見を聞く際は、総理大臣と国家公安委員会だけで決定するが、このときは、はなはだしい行き過ぎと私は思うのであります。先ほど来私が憂えております、どうも政府案から感じるニュアンスは、民主的なセンスの稀薄な官僚の起案したものを、ほとんど民主的な立場からいかに検討するかという厳重なる再検討を加えることなしに国会に提出せられた、かような条文を見ても、どうも私はそういう気持がするものであります。私のこの気持は間違いないでございませうか。

○犬養國務大臣 これもなか／＼御議論のあるところだと思います。しかし東京は国家の首都でございますので、非常に重要性を持つておりますので、内閣総理大臣が国家公安委員会の意見を聞いて任免することにいたしました。が、なぜ都の公安委員に聞くべきでないかという問題でございます。実際といたしましては都の公安委員のみならず、道府県の公安委員と国家公安委員は常時連絡会議を開くように政令で定めたと思つております。そこで実際上は国家公安委員会に総理大臣が、警視總監はだれがいいだろうかと聞いた場合に無視して

はかかりません。今申した政令によるお互いの連絡会議で、総理大臣から諮問を受けたけれども、都の公安委員はだれがいいだろうかと意見を述べ、あわせて国家全体から見て適任者を選ぶということが必要ではないかと思ひます。都なり道府県だけの委員会の意見を聞きますと、いつもの場合とは申しませんが、少からざる場合その土地だけの人物の観点から選ぶことがございまして、国家的な見地から見た考え方と、その土地の愛郷心を代表した人の意見と中和したものを総理大臣がとる、こういう実際の運用に信頼いたしたいと思つておるのでございます。

○橋本(清)委員 まだお尋ねしたいところでもございませうから、こまかい問題はいづれ後日に譲ることといたしまして、私はこの機会に法務大臣に一つお伺いしたいことがあります。

法務大臣は、先日どの委員会でありましたか、その委員会において、自分は日本の政治のこの長い間のやり方、長い間の日本の政治のあり方について、深く考え直さなければならぬ点があるというお話があつたと思ひますが、これはいかなる点をさして言つておられるのでありますでしょうか。

○犬養國務大臣 それは私の記憶の限りではほかの委員会では申し上げたのであります。つまり政治のやり方、あるいは政党のやり方について、この辺でも一度最初の――あしたつくるような気持になつて考え直す時期が来たのではないかと、こう申し上げた次第でございます。

○橋本(清)委員 もう一つ、ある委員会において法務大臣は、私もファッショの被害者だということを言つておられる。であるからこれに對しては、結論は関心を持たれたかどうか知りませんが、さういふ言葉があつたかと思ひますが、それはいかなる意味をさすのでありますでしょうか。

○犬養國務大臣 お答えいたします。法務大臣はファッショ制度にだん／＼国を持つて行く気があるとかないとか、ファッショ制度をどう思うか、あるいはファッショ制度を十分取締る気があるのか、左翼ばかり取締つて右翼は寛大じゃないか、こういう御質問がございました。それに対して、いやそつとございませぬ、というのは、個人的事情を申し上げて相済みませんが、私はファッシズムの犠牲者の家族でございます。まして、個人的体験から言つてもファッシズムの台頭というものは身をもつて防止したいと思ひます、こういう意味の御答弁をいたしましたのでございます。

○橋本(清)委員 よくわかりました。どうぞ法務大臣におかせられました。は、今いわれる政界公正の問題が起つております、すべてのものの考え方、自分が被害者であつたからというやうなことではなくて、ほんとうにもつと客観的な堂々たる見地に立つて、国家的にのお考えをお願いしたいと思います。私は黙つて静かに今日の世相をながめております。行革の委員もいたしております。またいろいろ有田君の逮捕状の問題も黙つて見ております。黙つて静かに見ておる一人である。しかしながら何となく少しいさしい、いわゆる日本晴れの気持に皆さんがなつてもらえないものだろうかというのを思ふ。

ああいうものの処理にはいろいろ／＼まわりのくどい形容詞はいらない、名詞と動詞だけでよい。清く正しく、坦々として天下の大道を歩いてもらいたいと思ふ。どうぞ犬養さんしつかりやつてください。いよいよ泣いて馬議を切るという。しかしながら私は馬議のために泣く必要はない、悪い馬議のために泣く。この零細な国民の金を、血税をどこかえやつたところの、そのやられたところの国民のために泣く泣いて下さい。馬議のために泣かなくていい。そうしてだん／＼と悪い馬議は切つて下さい。あなたは今それが仕事なんだ。どうぞ信念のもとに、それでまづしづかに切つてください。もう一ぺん言います。馬議のために泣いて馬議を切る必要はない。国民のために法務大臣は泣け。そうして悪い馬議はだんだんひつぱつてもらいたい。これが私の信念であります。私は先輩に對したいへん無礼なことを申し上げたかもしれないが、私のほんとうの赤心を吐露してこのことをお願いいたします。て、きよりの質問を終わります。

○中井委員長 それでは警察法に關するものにつきましては、この程度で本日終了をいたします。

○中井委員長 引続き先ほどの御質疑に続きまして、財政に關する問題につき質疑を進めます。北山君はおられますか。――おられなければ阿部君。

○阿部委員 まず私は事務的な方面からお尋ねいたしますが、この自治庁から渡されておりますところの二十九年度の地方財政計画によりますと、公共事業費などに關しまして政府の補助がある地方費に關しまして、その増減が

各数学的にあげられておりますが、この補助の基礎になりますところの基本額の算定を、自治庁においてはどうかというになさつておられるのであらうかということが、第一にお尋ねしたい点であります。といひますのは、補助は通常一定の比率に基いて、三割補助とかあるいは二割五分補助とか、あるいは六割補助とかいふふうなことで交付されるのであります。その基本額についてはいろいろ／＼／＼が疑問とする点があるのであります。たとえば公共事業費について、労務費につきましては全国おの／＼／＼に労賃の差がございします。そして一部の地方にありましては、相当高い地方もあり、また同一府県にいたしましては、その差が相当多いのであります。しかるにこれが不当に算定せられて、それによつて基本額がきまる、そのきまつた基本額に對して、一定の比率で補助を受けるといふふうな算定の仕方をして、こゝへ数字があがつてくるのじやないかと思ひます。たとへば私の知つておる地方などにおきましては、労賃を現在二百四十程度で計算しておると見られる点があるのであります。が、その他物件費にいたしましても、物価の変動が十分に反映されておるのであらうかどうか、そういう疑いを持つのであります。

〔委員長退席、灘尾委員長代理着席〕

さうして実情に沿わないものがその間にもしありたいと思ひましたならば、それが事業の執行の上に虚偽なり方をせざるを得ないという結果を現わして参りまして、そこで予算の執行の面に困難を來し、困難を逃れるためには虚

偽のやり方をせざるを得ない、こういうことになっております。たとえば労働費で一千万円どうしてもかかるのであるが、基本額を安く見積つておるから、それだけの支出をすることができない。その場合には最初から労働者を、一千人使うところを一千五百人使う、こういう見積り方をするのであります。物件費についても、同じことであります。それが請負業者に渡される時分にも、その虚偽がつきまといつて、そこに不正が行われ、非常な弊害を現わしておると思うのでございまして、この補助の基本額の算定についてはいかになさつておるのであるか、それをまず承りたい。

○後藤説明員 公共事業の補助の基本額の問題でございまして、これは国の予算に見積りをいたしておりますものをとつて、そのまゝわれ／＼の方で地方負担額を出しておるわけでございまして。ただその場合に、たとえば十人の補助の人をとりまして、その十人だけに事業官庁が配分すればいいのであります。たとえば十人を十五人に延ばすと二十人に延ばしますと、補助の基本額がかわつて参ります。そういうふうにかわつて参りますので、繰上しの単独事業というものが出来ないのであります。そういうもので従来見積られて非常に大きなものになつておる。こういう問題がありましたので、地方制度調査会での見解を分るを是正しろということでありまして、本年は既定規模の是正の中に入れて、繰上し単独事業の見解を分る分として入れておるわけでありまして、補助金の補助の仕方が総花的になれば

なるほど、補助の基本額は寡少になつて参ります。当初予算で見積りました通りに配分すればいいのであります。実際の問題はやはりそうでなくて、箇所を多くするとか人数をふやすとか何とかいたしまして、単独事業が多いという形になつて地方予算に現われて来るわけでありまして。そういうものを是正する必要がありますので、その一部を、今回の財政計画においては是正いたしておるのであります。

○阿部委員 是正をなさつていられると、お答えでございまして、この数字の上において、いかにして、どの部分で是正をなさつておるのでございましょうか。最初のところで単独事業費について、町村と道府県を合せて四十五億の総額になつておりましたが、こういうところにも入つておるのでございまして、

○七坪では十分な学校はつくれませんが、そういうことで、二十七年年度の決算を洗つて参りますと、百五十五億の繰上し単独事業が出て参つたのであります。その百五十五億の二十七年年度の決算を基礎にいたしまして、その後公共事業が伸びて参りますので、その公共事業が伸びた率でそれを伸ばして参ります。そうするとその額は二十八億が二百四十億になります。二百四十億ありますが、既定の財政規模の単独事業費の中に含まれておるものが百五十億ばかりございまして、それを引きまして、その半分の額をここにあげておるわけでありまして、

○後藤政府委員 既定規模の是正を要する額というものは、二番目にあります。単独事業費の関係は四十五億、経常物件費については五十三億、そういうところに入つておるわけでありまして、

○阿部委員 お答えによりまして、この措置のみをもつては、とうてい不足を償ふことはできないということはお答え自身がお答えなされておるものと存じます。こういうことでは

○後藤政府委員 先ほど申しましたように、市町村で申しますと学校の建設費というのが一番赤字の原因であります。また一番見足りない費用であります。それに七坪では困る、こういう主張をいたしておりましたが、これが二十九年年度から小学校は〇・九坪になつておる。それから中学校は〇・九坪が〇・八坪に増加いたしております。それから単独に増加いたしております。それから木造と鉄筋を合せたものであります。従来二万八千九百五十坪でありましたが、それが三万一千八百坪になつておる。その内訳は木造で二万四千坪、鉄筋が二万七千七百坪になつておる。それから鉄筋は四万七千坪が五万五千三百坪になつておる。木造八五％、鉄筋一五％という計算でもつて、これは起債計画の

方に繰り込んでおるわけでありまして、地方団体の要望を入れまして、文省部ではその基準単価及び基準坪数を二十九年年度から上げるといふことになつて参りまして、大分緩和されると私も考えております。

○阿部委員 学校関係ではよほど緩和されるようになったことは、承りまして私も御同慶にたえぬのであります。が、学校関係に最も赤字が出ると思つしやるのは、少し認識不足ではないかと思つてあります。それは建築関係よりも土木関係において、よりはなほだしいものがあると思つてあります。ことに土木関係におきましては、でき上つてしまつて、しる／＼と目にはそれがないと批評の余地がない、わからないのであるから、そこに非常な無理が行われておる。そのために災害復旧工事をやつて、次の災害があつた場合には、その復旧工事をしたところも災害にあつて、従来のところは何かないといふような事例も多々あるものであります。そこで金額においても、はるかに学校関係の何十倍、何百倍にも達するところの全体の土木関係費について、抜本的な御処置がなければならぬと思つてあります。それに、かわらず自治庁におかれて学校に一番赤字が多いという御認識では、それらの方面についてはなほ将来が憂へられると思つてあります。いかがお考えでございましょうか。

然現われて来るということはあるかもしれませんが、しかし経常的に市町村の赤字の原因を見ますと、大田市町村とも学校建設の繰出し単独事業分の赤字が、大部分を占めておるようになり、私は見ておられます。学校関係であり、それから、単位になりますところの坪数でありますとか、補助基本額をかえるということがやはり先決ではないか、かように考えて学校関係の是正をしてもらいたいということを、常々申しておるわけでありました。

○阿部委員 さようなことをおつしやいますけれども、実際財政上、数字上弊害の現われるのは、なるほどおつしやる通りではあります。が、国民生活に現われて来るところの弊害というよりなものは、とうてい比較にもならないほど、土木関係において多いのが事実であります。それはこればかりとは言えませんが、その原因は主として予算に無理があるということとであります。そのために基本額に無理があつて、従つてそれに比例して補助金が交付せられ、従つてその事業計画そのものに無理があり、その無理を土木面で押し通しますから、同時に皆さんの、脆弱な工事が行われるということになつて参ります。そうして一つの無理があり、そこにうそがまじるといふと、諸般の方面でうそは当然やむを得ない、こういうことで、ひいては土木の請負をするのにあつての談合その他のいろ／＼なものが行われ、またその指名に入るとか、あるいは事業をなすために、いろ／＼な運動費、極端なものはそれが事実上は賄賂でありましようし、そういうものも行われる原因をなすのでありますが、そ

れは主として最初から予算に無理がある。ここに原因しておるのではありません。これはどうしても将来国民の利益のために正して行かなければならぬ。私も思つておるのであります。自治庁におかれましてはこの点どういう御処置をとるお考えでありますか。

○後藤政府委員 お説の通り土木費等につきましてもお説のようなことがあるかと思ひます。私も思つておられます。私は将来にわたつて是正するようによつていたしたいと思つておられます。○阿部委員 この問題は単に事務を離れて、事務次官からお答えを願ひたい。○青木(正)政府委員 お話の点につきましては私もまだだいたひ財政部長の申したように、自治庁といたしましては国の予算の基準単価、この問題が基本になつておられますので、それがやはり無理の予算でないようにしなければならぬといふことはまったく同感であります。かつて、一昨年でありましたか、建設省関係で問題がありまして、その内容を検討したところが、結局その原因は予算に無理がある、こういうようなことが当時指摘されたのであります。何と申しますか、できることなら、そうした工事の何らかの基準を定める必要があるのではないかと、かようなことを私も考へておるわけでありました。なお同時に工事予算の面においてその適正化をはかると同時に、その事業そのものの監察と申しますか、これも強化しなければならぬと思つてあります。各自治体といたしまして

は監察委員制度がありますが、同時に国の方の行政管理局の監察機構の方に於いても十分そういう点に細心の注意を払いまして、そういう不正なことの無いようにしていただかなければならぬ、かように考へておられます。

○阿部委員 是正なる御意思のあることはわかりましたが、私がお尋ねいたしたいのは、その予算の無理をなくするのために、自治庁におかれてはいかなる御努力を、関係各省に対してなさろうというお考えかという具体的な処置、方法をお尋ねしておるのであります。なお監察方面につきましても、これは主として会計検査院の摘発することによつてわかる場合が多いのでございしますが、その点も御努力願ひなければならぬことはもとよりであり、また各省においても御監察はなさるべきでありますけれども、私が伺いたいのは、自治庁として各自治体の損害をなからしめるために、最初から予算の無理をなくするために関係各省に対して、いかなる処置をなさるといふお考えを持っておられるのか、その点をお尋ねいたしたいのであります。

○青木(正)政府委員 私の方といたしましては国の基準において予算に不足があるために、その結果として地方財政に非常な迷惑を及ぼす。こういうことにつきましても常に関係各省にその点をお願いいたしておるのであります。先ほどお話のありましたこととをば、学校建築の点につきましても、私も直接文部省に行きまして、大臣、次官に直接会いまして、自治庁側としての希望を申し上げ、今回の〇・九というようないふ実現についても、いささか協力と申しますか、一緒に努力して来たつもりであります。なお建設省関係のことにつきましても、予算折衝の場合におきまして、またその他の場合におきまして、常にその基準単価を無理がないようにすることは、機会あるごとにわれ／＼の希望として開陳いたしておるわけでありました。しかしながらもちろん主管省は建設省でありますので、私も自身としては直すわけには行かないのであります。間接ではあります。が、あらゆる機会に直してもらふように努力いたしておりますし、今後とも常にそういう方法で努力して行きたい、かように考へておるわけでありました。

○加藤(精)委員 関連して。ただいま阿部委員から申されたことは、私も最初御質問の趣旨がよくわからなかつたのであります。が、橋梁その他各種のむづかしい工事を県が土木工事として請負ひに出します際に、この建設業法でロー・リミットを設けることができないことになつておられます。関係から、どうしても落札をしないばかりに、あまりに不当な価格をもつて入札をいたします結果、県の工事に欠陥がありまして、それから増し工事／＼となつたりいたしまして、かえつて経費を食う場合がたゞさんあるものであります。こういうようなことのために、建設業法の改正そのものは、建設省の問題ではございしますが、この建設業法のロー・リミットをつくらうという建設省側の意向に對しまして、予算の執行金額を少くしようとする大蔵省の節約の気持からの反対がありまして、今日まで実現しないというやうなわけでもござい

ますが、そういう事例が、阿部委員が指摘されました通り、相当たくさん各自治体の工事にあります。われわれの県や市町村におきましても、往々これがあるものであります。大局から見まして地方財政の不利になることが多いのであります。そういう関係から自治庁におかれましても、建設業法の改正に建設省とともに尽力をせられまして、大蔵省に對しまして十分交渉せられる御意思がないかどうか、その点を関連してお伺ひをいたしたいと思います。

○青木(正)政府委員 御趣旨に沿ひますように、今後できるだけの努力をして行きたいと存する次第であります。

○阿部委員 御努力くださるということとはわかりましたが、この問題については当事者である地方団体はそのことに対して何の発言力もないのであります。これをひたすら少しでも多くもらうために平身低頭するばかりであります。従つて自治団体側から建設省なり大蔵省側に要求するなんというものは、絶対にできない立場にあるのであります。従ひまして自治庁がその方面の努力をしないとしたならば、ほかに全然する機関がないのであります。そこで一層の御努力をお願いいたします。

次に、今回地方税法の改正をなさるやうであります。その要綱を大体私からつておるのであります。税法に關しましては、これがまた提案されまして、ときに御質問いたしたいと思ひますけれども、私がこの場合お尋ねいたしたいと思ひますのは、第一にその地方税法関係の方針として、「地方団体の自立態勢の強化に資するため独立財源

の充実に因る」ということが述べられております。これはまことにけつこうであり、私も同感でございます。ところが実際には現在の地方自治体の独立財源が非常に少いことは申すまでもなく、また近く地方税法を改正なさろうというお考えにおかれまして、多少の色はつけましたけれども、とうてい独立財源が充実されるというほどのものでないことはいうまでもないのであります。ところがこれは非常な弊害を現わしておりますのでありまして、最近疑獄事件が世間の重大なる問題になり、政局の変動を来さんとする態勢であり、したがって、そのよつて来るところが政治に金がかかるということにあることは、世間一般の認めておるところであります。しかもその政治に金がかかるというのは、中央の政治に金がかかるという部分もありましようけれども、主として国会議員などが金がかかるというところは、地方住民の生活に密着したところの地方自治体が行う諸施策が、一々政府の援助を得なかつたならば、財政面から何一つできない、こういう現在の制度から来ておるところは、少し見る目のある者は明らかに知っておるところだろつと思ひます。橋を一つかけるにも、道路を一つ改良するにも、一々政府へ運動して補助をもらわなければできない、学校一つ建てるのも、災害復旧は申すまでもありませんが、小さなことまで一々政府に援助してもらわなければできないような態勢になつておる。ここに原因があると思ふのであります。ところが政府におかれましては、もちろんその点にお気づきになつて、地方の独立財源の充実はかかるというおしやつておら

れますけれども、その原因を解決するに足るだけの構想を示されたことがない、これはまことに私は遺憾に思ふのであります。自治庁におかれましては、こういう問題を解決するのとき構想を持たれたことがあるのであるかどうか、またあるとしたならば、その外貌をお示し願ひたいと思ふのであります。

またよつて、国庫補助負担金に依存して行くということでは、地方行政の上に任意の判断を困難にし、あるいは財源の効率的な使用も困難である。まことに同感であります。そのような意味で今回取上げております問題は、道路財源にいたしまして、府県道なら府県住民にどこを改修するかというのをゆだねた方がよいのではないか。そういう意味においては、一々箇所まで示しまして、設計認可、変更認可まで出させて、着工検査だ、中間検査だ、竣工検査だということをやりました。で、ひもつきの補助金の交付の仕方をする必要はない。むしろこういうものは道路面積等に按分して、使い方はまた府県住民にゆだねるという考え方をする方がよいのではないかと、こういう考へ方をもちまして、いわゆる地方譲与税という法律案を立案したい、こういうふうな考へるわけであり

ます。○阿部委員 御説明はわかりました。これはもとより絶大なる政治力をもちつてしなかつたならば、根本的な解決のできない問題でありますから、これ以上申し上げても、単にここでは議論のための議論になるおそれがありますので、これくらいにいたしておきます。ただ一言申し上げておきたいと思ひますことは、過般の地方制度調査会に諮問せられた部分には、こういう問題も含まれておつたのではありませんでした。あの地方制度調査会におきまして、あのような意見は遂に出なかつたということでありまして、かかる問題はその解決のために政府においても構想を全然新たに、根本的な解決をはかつていただかなかつたならば、今までの行き方をもつてしては、とうてい政界の浄化に役立つ程度の解決すら得られないであらうということであります。現状のままをもつてしましたならば、地方行政のために非常に煩雜なる政府に対する陳情が続いて、しかもそれはいずれも国会議員に關連を持ち、それがひいては国会議員の経費の多くなる原因をつくり、さらにそれが汚職の原因にもなるのであります。われ／＼委員としても大いに考へなければならぬ問題ではありますけれども、どうかひとつ政府においても構想を全然新たに考へ方をし

ていただきたいと思います。次に先ほど同僚委員から町村合併に關してお尋ねをいたしておりました。予算がきまつて、町村合併の計画が立つたならば、その予算の範囲内において、合併する町村に対して補助なり、あるいは起債のわくを与える、かようなお答えがあつたわけであり、予算が通つてきまつてしまつて、そしてその配分にあたつて合併町村に優先してそれが配分されてしまひましたならば、通常の場合ならば配分されるであろうという見込みのもとに諸般の事業の計画をしておるその他の町村は、はなはだ不利益な目にあつたのであります。一定のわくが予算できまつてしまつてからさうなことをなされますと、そういう結果になるのであります。それは地方に対してはなはだ迷惑をかけるというやり方ではないかと思ふのであります。いかがでしようか。

○青木(正)政府委員 先ほど私御答弁申し上げましたが、町村合併が現実にとどの程度出て来るか、現実に政府の当初期待するところあるいは六五%以上の進捗率というふうなことになるかと参りますと、お話のような点が出て来ると思ふのであります。しかしながら現在のところどの程度進捗して参りますか、その点においてもまだ具体的に

はつきりした数字も出ていないということが一点。もう一つは、できることならば、御指摘のごとく別わくとして別に費目を立てて、そしてこれは町村合併分、これはそれ以外の分というふうな予算の編成ができるならば、まことにけつこうなのであります。何分緊縮予算の編成方針でありますので、そうした別わくというわけには参らぬので一本になつておるわけであり、そして一本になつておるわけであり、町村合併の進捗につれて、配分にあたつては合併町村にできるだけ優先的に法律の規定によつて配分して行きたい。その結果としてそれ以外の町村に非常に迷惑がかかるのではないか、こういうふうなお話であり、それが、まあ進捗率いかんによつて、そういう結果もあらうかと思ふのであります。現在のとおりさう一方の方を不当に圧迫するといふようなこともない、どうにか行けるわけではないかというふうな考へておるわけであり

ます。○阿部委員 御説明はわかりました。これはもとより絶大なる政治力をもちつてしなかつたならば、根本的な解決のできない問題でありますから、これ以上申し上げても、単にここでは議論のための議論になるおそれがありますので、これくらいにいたしておきます。ただ一言申し上げておきたいと思ひますことは、過般の地方制度調査会に諮問せられた部分には、こういう問題も含まれておつたのではありませんでした。あの地方制度調査会におきまして、あのような意見は遂に出なかつたということでありまして、かかる問題はその解決のために政府においても構想を全然新たに、根本的な解決をはかつていただかなかつたならば、今までの行き方をもつてしては、とうてい政界の浄化に役立つ程度の解決すら得られないであらうということであります。現状のままをもつてしましたならば、地方行政のために非常に煩雜なる政府に対する陳情が続いて、しかもそれはいずれも国会議員に關連を持ち、それがひいては国会議員の経費の多くなる原因をつくり、さらにそれが汚職の原因にもなるのであります。われ／＼委員としても大いに考へなければならぬ問題ではありますけれども、どうかひとつ政府においても構想を全然新たに考へ方をし

ていただきたいと思います。次に先ほど同僚委員から町村合併に關してお尋ねをいたしておりました。予算がきまつて、町村合併の計画が立つたならば、その予算の範囲内において、合併する町村に対して補助なり、あるいは起債のわくを与える、かようなお答えがあつたわけであり、予算が通つてきまつてしまつて、そしてその配分にあたつて合併町村に優先してそれが配分されてしまひましたならば、通常の場合ならば配分されるであろうという見込みのもとに諸般の事業の計画をしておるその他の町村は、はなはだ不利益な目にあつたのであります。一定のわくが予算できまつてしまつてからさうなことをなされますと、そういう結果になるのであります。それは地方に対してはなはだ迷惑をかけるというやり方ではないかと思ふのであります。いかがでしようか。

○阿部委員 御答へによりまして、町村合併が進捗したならば、その他の町村は非常に迷惑がかかるであらうが、これはやむを得ない、こういうふうなお答えかとも思ふのであります。そういうことはあるまいとおつしやいます、もしあつたならば迷惑のかけつ

た。○阿部委員 御答へによりまして、町村合併が進捗したならば、その他の町村は非常に迷惑がかかるであらうが、これはやむを得ない、こういうふうなお答えかとも思ふのであります。そういうことはあるまいとおつしやいます、もしあつたならば迷惑のかけつ

た。○阿部委員 御答へによりまして、町村合併が進捗したならば、その他の町村は非常に迷惑がかかるであらうが、これはやむを得ない、こういうふうなお答えかとも思ふのであります。そういうことはあるまいとおつしやいます、もしあつたならば迷惑のかけつ

ばなしでよい、こういうお考えなのでございましょうか。

○青木(正)政府委員　そこで先ほども申し上げたのでありますが、町村合併の補助金等におきましても、進捗率が政府の当初期待するごとく六五%あるいはそれ以上ということになりました場合は、予備金なりあるいは起債の面において考えてもらいたいということをお、大蔵省に話しておつたわけでありす。しかしながらこれは何分先の問題でありますので、現実にとのぐらいい出て来るか、これとのにらみ合せで考えられるであろう、こう思うわけでありす。

○阿部委員　それでは進捗率がよかつた場合においては、予備金を支出するなり、あるいは起債のわくをひろげるなりするということがお約束できるのでございすか。

○青木(正)政府委員　財政当局に対しまして、私もそれを予算の最終の決定の場合に強く主張し、そしてそうした了解を得ているものと、私も承知いたしております。

○門司委員　関連して。どうせあさつての委員会で一切は聞きますが、この機会に町村合併に対して資料を要求しておきたいと思ひます。それは建設省で何か高速度の道路の計画があるということをしばしば聞いております。いわゆる専用道路といひますか、弾丸道路と申しますか、この道路ができますと、事実上町村が分断される形が出て来る。従つてこれの被害を受けるというか、影響を受ける神奈川、静岡、愛知、岐阜というところでは、町村合併を現状のままでやつていけると、構想されるような、二キロなりあるいは四キロなり行かなければ、立体交叉が困難であるというところになつて来ますと、事実上これは村の分断になると思ひます。従つてこれを町村合併の考慮のうちにに入れて考えておかないと、しまいにえらいものをこしらえると思ひます。だから当局では建設省に交渉してもらつて、もしそういう計画があるならば示してもらいたい。そうしませんが、これは将来町村合併の問題として必ず支障ができると考えます。この点を当局に要求しておきたいと思ひます。

○阿部委員　なお伺ひたいこともありすが、時間もおそくなりましたから、きようはこれで打切つておきます。

○藤尾委員長代理　本日はこれにて散会いたします。

午後五時九分散会